

広島県告示第九百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県東広島市西条町下見、同市西条下見五丁目、同市鏡山北、同市鏡山二丁目、同市西条町御菌宇、同市西条中央六丁目及び同市西条中央八丁目地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	区域の名称	区域の表示及び法規
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規 第九條第二項に於ける土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十年法律第四十八号）で定める事項
区域の名称	区域の名称	区域の表示及び法規
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規
西条下見五丁目（八三七〇―一）	西条下見五丁目（八三七〇―一）	次の図のとおり
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鏡山北（八三七〇―一）	鏡山北（八三七〇―一）	次の図のとおり
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西条町下見（八三七〇―一）	西条町下見（八三七〇―一）	次の図のとおり
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西条町下見（八三六七―一）	西条町下見（八三六七―一）	次の図のとおり
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西条町下見（八三六七―一）	西条町下見（八三六七―一）	次の図のとおり
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鏡山二丁目（六二八二―一）	鏡山二丁目（六二八二―一）	次の図のとおり
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鏡山二丁目（六二八二―二）	鏡山二丁目（六二八二―二）	次の図のとおり
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西条町御菌宇（八三六八）	西条町御菌宇（八三六八）	次の図のとおり
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西条中央六丁目（八三六八―一）	西条中央六丁目（八三六八―一）	次の図のとおり
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

西条町下見 (二二三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西条町下見 (二二三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり			
西条中央八 丁目(二二 三一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	/	/	/			
中尾川(七 三一八隣 x)	土石流	次の図のとおり				中尾川(七 三一八隣 x)	土石流	次の図のとおり
中尾川(七 三一八隣 y)	土石流	次の図のとおり				中尾川(七 三一八隣 y)	土石流	次の図のとおり
中尾川(七 三一八隣 z)	土石流	次の図のとおり	中尾川(七 三一八隣 z)	土石流	次の図のとおり			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。